

君津市消防本部告示第1号

君津市自動体外式除細動器の行事等への貸出しに関する要綱を別紙のとおり定める。

平成21年8月20日

君津市消防長 岡根 敏晴



消防本部告示第1号

君津市自動体外式除細動器の行事等への貸出しに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内で開催され、かつ、市民を含む複数の者が参加するスポーツ競技その他各種の大会、祭典、式典、講習会等（以下「行事等」という。）において市民等が心肺停止状態に陥ったときの救急救命活動に備えるため、消防署が所有する自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出しの対象者)

第2条 AEDは、行事等を主催する団体に貸出しするものとする。

(貸出しの条件)

第3条 AEDの貸出しを受けようとする者は、行事等の開催にあたり、AEDを使用した救命講習を修了した者又は看護師、保健師等の基本的な心肺蘇生処置の知識を有する者を配置しなければならない。

(貸出しの期間及び台数)

第4条 AEDの貸出期間は、貸出しを受けた日から5日以内とし、貸出台数は1台とする。ただし、消防署長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(貸出しの申込み)

第5条 AEDの貸出しを受けようとする者は、自動体外式除細動器（AED）貸出申込書（別記第1号様式）を消防署長に提出しなければならない。

(貸出しの決定)

第6条 消防署長は、前条の規定による申込みがあったときは、速やかにその内容を審査し、貸出しの可否を決定するとともに、貸出しをするときは自動体外式除細動器（AED）貸出承認書（別記第2号様式）により、当該申込みを行った者に対し通知するものとする。

(費用の負担)

第7条 AEDの貸出しは、無料とする。ただし、AEDの運搬及び維持管理に要する費用は貸出しを受けた者（以下「借受人」という。）の負担とする。

2 救急救命活動に使用した電極パッドその他のAEDに付属する消耗品に係る費用は、消防署が負担するものとする。

(貸出期間中の管理等)

第8条 借受人は、AEDを善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 借受人は、AEDを利用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸し、又はAEDの利用目的以外の用途に使用してはならない。

(損傷等の報告)

第9条 借受人は、AEDを損傷し、又は亡失したときは、自動体外式除細動器(AED)損傷等報告書(別記第3号様式)により、直ちに消防署長に報告しなければならない。

(損害賠償)

第10条 借受人が故意又は過失により、AEDを損傷し、又は亡失したときは、消防署長の指示するところに従い、借受人の負担において補修し、又は損害を賠償するものとする。

(返還)

第11条 消防署長は、特に必要があると認めるときは、貸出期間中であってもAEDを返還させることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は消防署長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年9月1日から施行する。